

議案第13号

かすみがうら市手話言語条例の制定について

かすみがうら市手話言語条例を次のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市手話言語条例

手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、物の名称や意思、概念等を手指の動き、表情等により視覚的に表現する言語である。ろう者が思考し、情報を取得し、意思疎通を図る手段として用いられる母語であり、日常生活や社会生活を営む上で重要なものとして、大切に育まれてきた。

しかし、ろう者は、手話が言語として認められず、手話を使用する環境が十分に整えられてこなかったことなどにより、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきた。

このような状況の中で、手話は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において言語として位置付けられ、手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に取り組むことが求められている。

かすみがうら市は、ここに、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する施策を推進し、誰もが互いに支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の

促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備について基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、市が推進する手話に関する施策を定めることにより、誰もが安心して暮らすことができる共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 市民等 市の区域内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市の区域内において事業を行う法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備は、手話が言語であること及びろう者が手話により意思疎通を図る権利を有することを踏まえ、ろう者とろう者以外の者が、互いに人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話に対する理解を促進し、手話を普及し、及び手話を使用しやすい環境を整備するためには必要な施策を推進するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報取得の機会の拡充に関する施策

- (3) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策
(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。